

香川県財政調整基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月13日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県条例第48号

### 香川県財政調整基金条例等の一部を改正する条例

(香川県財政調整基金条例の一部改正)

第1条 香川県財政調整基金条例(昭和39年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金は、次により積み立てるものとする。</p> <p>(1) 当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該年度における一般財源の額(普通税、国有資産等所在都道府県交付金及び地方交付税の額の合算額をいう。以下同じ。)が前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した県の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、次に掲げる財源に充てる場合のほか、その著しく超えることとなる額を翌年度までに積み立てる。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金は、次により積み立てるものとする。</p> <p>(1) 当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は当該年度における一般財源の額(普通税、国有資産等所在都道府県交付金、<u>日本郵政公社有資産所在都道府県納付金</u>及び地方交付税の額の合算額をいう。以下同じ。)が前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した県の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、次に掲げる財源に充てる場合のほか、その著しく超えることとなる額を翌年度までに積み立てる。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

(政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年香川県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 知事は、その任期開始の日(再選挙により知事となった者にあってはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあっては当該者の退職の申立てがあつたことに</p>

(1)～(3) 略  
 (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）  
預金及び貯金の額  
 (5)～(9) 略  
 2 略

より告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

(1)～(3) 略  
 (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）  
及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額  
 (5)～(9) 略  
 2 略

#### （香川県情報公開条例の一部改正）

第3条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（行政文書の公開義務）      第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略      ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）</p>	<p>（行政文書の公開義務）      第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略      ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人<u>及び日本郵政公社</u>の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年</p>

第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、公社及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人又は公社であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)

#### エ 略

(2)～(7) 略

法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受ける法人(独立行政法人等であるものを除く。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、公社及び出資法人(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人(地方独立行政法人又は公社であるものを除く。)のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名(公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。)

#### エ 略

(2)～(7) 略

#### 附 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。